

弥助様下の舟渡と久呂保橋

昭和村ボランティアガイドの会  
理事 倉澤 新平

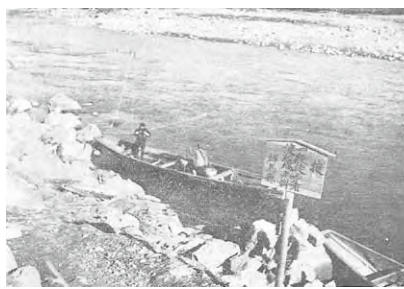
明治十八年に現国道十七号線が開通以来、当村と岩本との交通は旧久呂保橋が出来るまで、川額根岸の弥助様下の舟渡を利用して利根川を渡し舟で往来していた。

先人の言い伝えとして、この渡しは岩本に新国道が出来た頃、根岸の倉澤一族で舟を準備して、利便を図ったのが始まりと言う。渡し守りは倉澤一族の和助という人がその息子よねと共にしていたそうである。倉澤一族は無料で通行出来、他の利用者からは一回一銭(今の約百円)の渡し賃を頂いていたと言う。大正元年九月十四日お盆のこと、舟に二十八人もが乗り込んだため、舟は中流で転覆し、八人ものが溺死する大惨事を起こした。犠牲者の発見に一月も要したと言う。

大正四く五年頃、根岸の人に伏田の人達が加わり舟を造ったのが最後だと言う。

その後、世の中は自動車の

時代へと移り変わり、岩本との往来は久呂保橋の完成により自由になった。久呂保橋も現在の橋に至るまで、水害の為、幾度か架け替えられた。最初の橋は、悪戸の田んぼの所に建設され昭和二年五月に完成。しかし昭和十年九月に流失。翌年、八月再び吊り橋を架けたが、昭和二十二年九月の大水害でまた流失。今度、悪戸から四百メートル下流(現在地)に移り、昭和二十四年に着工し、木造吊り橋が完成した。その橋は更に改良され今日に至っている。



渡し舟の様子 (昭和23年)



現在の前の木造吊り橋 (昭和30年頃)

資料「村誌久呂保」等による



地域包括支援センターだより

実践！介護予防 みんなで楽しくらくらく筋トレ体操♪

今月は『松ノ木サロン』を紹介します。

- 場所 松ノ木第一住民センター
- 日時 毎週(金) 午後2:00～

☆ここが私たちの魅力☆

- まだまだ現役で働いているみなさんが集まるサロン！「こんな機会でもないと思えないから」と、忙しい合間のちょっとした息抜きと楽しみの場所になっている。
- きずなサポーター会議で紹介されたレクリエーションは積極的に取り入れて、飽きないように工夫している。取材に伺った日も、ちょっとだけにくいちようちよ(パカカで歌う口の体操と脳トレ)や歌に合わせてポール回し(七つの子、春が来た)を楽しんでいた。
- 筋トレ体操や脳トレの後には、お茶の時間もたっぷり満喫する。料理の話からニュースになっている真面目な話まで、話題は尽きない様子。『きずなレシピ～ふき菓子～』にも挑戦してみたとのこと。

みんなの声

・筋トレ体操を続けていたら膝の動きが良くなった・満更でもない・お茶のみとおしゃべりが楽しい・世間話も大事・料理教室みたい・笑いが絶えない・みんなに会えるのが楽しみなど



「働いた後でも元気にやっています♪」と頑張る皆さん



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

# 児童手当の「現況届」は6月29日までに

■問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線130)

児童を養育している人に、家庭などにおける生活安定や児童の健やかな成長のため、児童手当を支給しています。

## ◎現況届を提出してください

児童手当を今年の5月まで受給していた方には、「現況届」を提出していただく必要があります。

また、現況届の提出が必要な方には関係書類を郵送しています。この届け出は、6月1日の状況を把握し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

▶現況届提出期限 **6月29日(金)** 届出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ▶必要な書類

- ①平成30年度児童手当・特例給付現況届(郵送しています)
  - ②受給者の年金加入証明書(厚生年金等加入の場合)、または受給者の健康保険被保険者証の写し
- ※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

## ◎中学校卒業までの子どもが対象です

児童手当は中学校卒業(15歳の誕生日後最初の3月31日)までの児童を養育している人に支給します。

### ●児童手当の支給額

所得・児童の年齢区分		1人あたり月額
所得制限限度額内		
3歳未満(一律)		15,000円
3歳以上	第1、2子	10,000円
小学校修了前	第3子以降※	15,000円
中学生(一律)		10,000円
所得制限限度額以上(一律)		5,000円

※第3子以降…高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### ●所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

平成24年6月分の手当から、所得制限が導入されています。表の所得制限額を超える方については、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給されます。

## ◎毎年6月、10月、2月に支給されます

原則、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。現在、児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出しない場合、支給が一時差し止めとなります。対象者には必要な書類をお送りしていますので、届いていない場合は保健福祉課へご連絡ください。

支給月	予定支給日	支給対象月
6月	6月8日(金)	2月分～5月分
10月	10月10日(水)	6月分～9月分
平成31年2月	平成31年2月8日(金)	10月分～平成31年1月分